

# 平成24年第2回足寄町議会定例会議事録(第3号)

平成24年6月21日(木曜日)

## 出席議員(13名)

1番 高橋 秀樹 君	2番 星 孝道 君
3番 榊原 深雪 君	4番 木村 明雄 君
5番 高道 洋子 君	6番 前田 秀夫 君
7番 田利 正文 君	8番 熊澤 芳潔 君
9番 井脇 昌美 君	10番 後藤 次雄 君
11番 川上 初太郎 君	12番 島田 政典 君
13番 吉田 敏男 君	

## 欠席議員(0名)

### 法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津 勝彦 君
足寄町教育委員会委員長	星崎 隆雄 君
足寄町農業委員会会長職務代理者	齋藤 陽敬 君
足寄町代表監査委員	川村 浩昭 君

### 足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	田中 幸壽 君
総務課長	渡辺 俊一 君
福祉課長	櫻井 光雄 君
住民課長	西東 文雄 君
経済課長	岩原 栄 君
建設課長	南岡 雄二 君
国民健康保険病院事務長	對馬 邦彦 君
会計管理者	櫻井 厚子 君

### 教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者

教育長	加藤 和弘 君
教育次長	根本 昌弘 君

### 農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農業委員会事務局長	多治見 亮一 君
-----------	----------

### 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	大野 雅司 君
事務局次長	山田 弘幸 君
総務担当主査	児玉 壮生 君

議事日程

- |         |           |   |
|---------|-----------|---|
| 日程第 1   | 議案第 6 1 号 | 平成 2 4 年度足寄町一般会計補正予算 ( 第 3 号 ) < P 3 ~ P 2 4 >                              |
| 日程第 2   | 議案第 6 2 号 | 平成 2 4 年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算 ( 第 1 号 ) < P 3 ~ P 2 4 >                      |
| 日程第 3   | 議案第 6 3 号 | 平成 2 4 年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算 ( 第 2 号 ) < P 3 ~ P 2 4 >          |
| 日程第 4   | 議案第 6 4 号 | 平成 2 4 年度足寄町上水道事業会計補正予算 ( 第 1 号 ) < P 3 ~ P 2 4 >                           |
| 日程第 5   | 議案第 6 5 号 | 平成 2 4 年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算 ( 第 1 号 ) < P 3 ~ P 2 4 >                      |
| 追加日程第 1 |           | 行政報告 ( 町長 ) < P 2 4 ~ P 2 5 >   |
| 追加日程第 2 | 報告第 1 2 号 | 株式会社あしよろ農産公社の経営状況の報告について < P 2 5 ~ P 3 5 >                                  |
| 追加日程第 3 | 議案第 6 6 号 | 平成 2 4 年度足寄町一般会計補正予算 ( 第 4 号 ) < P 3 5 ~ P 3 6 >                            |
| 追加日程第 4 | 意見書第 3 号  | 2 0 1 3 年度予算編成における義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率 2 分の 1 復元など教育予算の確保・拡充を求める意見書 < P 3 6 > |
| 追加日程第 5 | 意見書第 4 号  | 地方財政の充実・強化を求める意見書 < P 3 6 ~ P 3 7 >   |
| 追加日程第 6 |           | 議員派遣の件 < P 3 7 >  |
| 追加日程第 7 |           | 所管事務調査期限の延長について ( 総務産業常任委員会 ) < P 3 7 >                                     |
| 追加日程第 8 |           | 閉会中継続調査申出書 ( 総務産業常任委員会・文教厚生常任委員会・広報広聴常任委員会・議会運営委員会 ) < P 3 7 >              |

午前10時00分 開議

#### 開議宣告

議長（吉田敏男君） おはようございます。

全員の出席でございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

#### 議運結果報告

議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 高道洋子君。

議会運営委員会委員長（高道洋子君） 6月20日に開催されました議会運営委員会の協議の結果を報告します。

本日6月21日は、議案第61号から議案第65号までの平成24年度補正予算の提案説明を受けた後、即決で審議いたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

#### 正誤表の取扱

議長（吉田敏男君） この際、報告をいたします。

町長から補正予算説明資料中、お手元に配付の正誤表のとおり、訂正したい旨、文書をもって、議長あてに申し出がありましたので、本件につきましては、さよう訂正することに御了解をいただきたいと思えます。

#### 議案第61号～議案第65号

議長（吉田敏男君） 日程第1 議案第61号平成24年度足寄町一般会計補正予算（第3号）の件から、日程第5 議案第65号平成24年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）までの5件を一括議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 安久津勝彦君。

町長（安久津勝彦君） ただいま議題となりました議案第61号平成24年度足寄町一般会計補正予算（第3号）から、議案第65号平成24年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）まで、一括、提案理由を御説明申し上げます。

補正予算つづり1ページをお願いいたします。

議案第61号平成24年度足寄町一般会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9億2,501万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ85億738万8,000円とするものでございます。

歳出の主なものから御説明を申し上げます。12ページをお願いいたします。

12ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、第13節委託料におきまして、ことし松山千春さんがデビュー35周年を迎えることから、その記念として肖像画を贈呈するため、肖像画制作業務といたしまして、36万円を計上いたしました。

第7目庁舎管理費におきまして、役場庁舎旧社会福祉協議会室改修工事といたしまして351万8,000円を、いす、テーブルの備品購入といたしまして、合わせて183万2,000円を計上いたしました。

第8目財産管理費におきまして、社会福祉協議会が移転をいたしました旧法務局の2階の改修工事、外構整備工事といたしまして、合わせて958万7,000円を計上いたしました。

第9目車両管理費におきまして、公用車更新事業といたしまして、二酸化炭素の排出抑制等のため、電気自動車の備品購入費416万6,000円を計上いたしました。

第21目情報化推進費におきまして、地デジ難視地区対策事業といたしまして、地デジ有線共聴施設と無線共聴施設の整備工事、合

わせて6億4,939万9,000円を計上いたしました。

14ページをお願いいたします。

14ページ、第3款民生費、第3項児童福祉費、第2目児童医療費、第20節扶助費におきまして、乳幼児医療費助成拡大に伴います乳幼児医療費といたしまして、528万円を計上いたしました。

16ページをお願いいたします。

16ページ、第4款衛生費、第4項病院費、第1目病院費、第24節投資及び出資金におきまして、国民健康保険病院の人工透析等増築事業にかかわる建設改良経費出資金といたしまして、1億1,356万9,000円を計上いたしました。

18ページをお願いいたします。

18ページ、第6款農林水産業費、第2項林業費、第1目林業振興費、第25節積立金におきまして、森林の二酸化炭素吸収及び削減活用基金積立金といたしまして、719万円を計上いたしました。

第2目林道維持管理費、第15節工事請負費におきまして、5月3日から5日の大雨災害による林道維持補修工事といたしまして、386万8,000円を計上いたしました。

第7款商工費、第1項商工費、第1目商工振興費におきまして、足寄の恵み事業にかかわる足寄町商工会補助金といたしまして、295万円を計上いたしました。

第8款土木費、第2項道路橋梁費、第2目道路管理費、第13節委託料におきまして、町道台帳等電子化業務といたしまして、1,060万5,000円を計上いたしました。

第15節工事請負費におきまして、町道舗装補修工事といたしまして、2,153万6,000円を計上いたしました。

第3項河川費、第1目河川総務費、第15節工事請負費におきまして、5月3日から5日の大雨災害による普通河川維持工事といたしまして、520万8,000円を計上いたしました。

20ページをお願いいたします。

20ページ、第6項住宅費、第1目住宅管理費、第15節工事請負費におきまして、大誉地団地公営住宅外壁塗装工事326万6,000円、東団地公営住宅火災住宅改修工事476万7,000円をそれぞれ計上いたしました。

第10款教育費、第2項小学校費、第1目学校管理費、第15節工事請負費におきまして、足寄小学校非常用発電機設備工事といたしまして、1,222万2,000円を計上いたしました。

第3項中学校費、第3目学校建設費、第13節委託料におきまして、足寄中学校外構設計業務といたしまして、646万8,000円を計上いたしました。

22ページをお願いいたします。

同じく第13節委託料におきまして、足寄中学校太陽光発電設備設置及び内部改修設計業務といたしまして、365万4,000円を計上いたしました。

第18節備品購入費におきまして、教材備品、事務用備品といたしまして、合わせて2,954万7,000円を計上いたしました。

第11款災害復旧費におきまして、5月3日から5日の大雨災害による上稲牛線災害復旧工事といたしまして、600万6,000円を計上いたしました。

以上で歳出を終わり、次に歳入について申し上げます。

8ページにお戻りください。

8ページ、第10款地方交付税におきまして、普通地方交付税といたしまして、1億2,164万6,000円を計上いたしました。

第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目総務費国庫補助金におきまして、辺地共聴施設整備事業国庫補助金といたしまして、6億2,850万1,000円を計上いたしました。

10ページをお願いいたします。

10ページ、第20款諸収入、第3項貸付

金元利収入におきまして、医師等修学資金貸付金元金収入といたしまして、720万円を計上いたしました。

これにつきましては、医師養成のために奨学金貸し付けを行っておりましたけれども、足寄町に赴任いただけないということになりましたので、先生とも十分協議をした中で、繰り上げ償還をしていただくということの予算計上でございます。

続きまして、第5項雑入におきまして、町有建物災害共済金、森林バイオマス吸収量活用事業交付金など合計で、1,295万円を計上いたしました。

第21款町債、第1項町債、第3目過疎対策事業債におきまして、辺地共聴施設整備事業債1,680万円、病院事業債1億920万円をそれぞれ計上いたしました。

第5目教育債におきまして、足寄小学校非常用発電機設置事業債1,220万円、足寄中学校改築事業債640万円をそれぞれ計上いたしました。

第6目災害復旧費におきまして、道路橋梁災害復旧事業債といたしまして、600万円を計上いたしました。

以上が歳入の主な事項でございます。

4ページへお戻りください。

4ページ、第2表、繰越明許費でございますが、地デジ難視地区対策事業におきまして、6億4,939万9,000円の繰越明許をお願いしてございます。

第3表、地方債補正におきまして、追加3件、変更1件をそれぞれお願いしてございます。

以上で、平成24年度足寄町一般会計補正予算(第3号)についての説明を終わらせていただきます。

次に、特別会計について御説明を申し上げます。

25ページをお願いいたします。

25ページ、議案第62号平成24年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,267万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ11億2,622万1,000円とするものでございます。

歳出の主なものから申し上げます。

30ページをお願いいたします。

30ページ、第12款直営施設勘定操出金におきまして、国民健康保険病院事業会計操出金といたしまして、2,250万6,000円を計上いたしました。

歳入でございますが、第2款国庫支出金におきまして、直診施設整備費分特別調整交付金といたしまして、1,500万4,000円を計上いたしました。

第5款道支出金におきまして、財政調整交付金といたしまして、750万2,000円を計上いたしました。

次に、33ページをお願いいたします。

33ページ、議案第63号平成24年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)について御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億2,339万5,000円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては、特に説明すべき事項がございませんので、省略をさせていただきます。

次に、企業会計について御説明を申し上げます。41ページをお願いいたします。

41ページ、議案第64号平成24年度足寄町上水道事業会計補正予算(第1号)について、御説明を申し上げます。

資本的収入及び支出の総額に600万円を追加し、資本的収入の総額を4,788万1,000円に、資本的支出の総額を8,581万1,000円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては、道路改良工事に伴う配水管移設、拡張工事にかかわる工事請負費、工事負担金の計上でございま

す。

次に、47ページをお願いいたします。

47ページ、議案第65号平成24年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）について、御説明を申し上げます。

まず、予算第2条に定めた業務の予定量に、第4号主要な建設改良事業といたしまして、イ、人工透析等にかかわる備品購入事業1億1,119万円、ロ、人工透析等増築事業1億3,833万8,000円を加えるものでございます。

次に、収益的収入及び支出の総額に576万7,000円を追加し、収益的収入及び支出の総額をそれぞれ12億397万7,000円とするものでございます。

資本的収入及び支出の総額に資本的収入額2億4,527万5,000円、資本的支出額2億4,952万8,000円をそれぞれ追加し、資本的収入の総額を3億45万8,000円に、資本的支出の総額を3億3,115万1,000円とするものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,069万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものでございます。

補正予算の主な内容について申し上げます。52ページをお願いいたします。

52ページ、収益的収入及び支出でございますが、支出から申し上げます。

第1款病院事業費用、第1項医療費用、第1目給与費におきまして、医療技術職員1名の給料等を計上いたしました。

第3目経費におきまして、血圧計ほかの医療消耗品等の経費を計上いたしました。

第6目研究研修費におきまして、医療技術職員等研修旅費を計上いたしました。

収入について申し上げます。

第1款病院事業収益、第1項医療収益におきまして、一般入院収益、救急医療確保経費に対する一般会計負担金を計上いたしました。

第2項医業外収益におきまして、共済組合

負担金や不採算地区病院運営経費に対する一般会計負担金、研究研修費にかかわる一般会計補助金を計上いたしました。

54ページをお願いいたします。

54ページ、資本的収入及び支出でございますが、支出から申し上げます。

第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目有形固定資産購入費におきまして、人工透析等にかかわる機械備品購入費といたしまして、1億1,119万円を計上いたしました。

第2目病院改築費におきまして、人工透析等増築事業にかかわる工事請負費といたしまして、1億3,833万8,000円を計上いたしました。

収入について申し上げます。

第1款資本的収入、第1項企業債におきまして、1億920万円を計上いたしました。

第2項一般会計出資金におきまして、1億1,356万9,000円を計上いたしました。

第3項繰入金におきまして、2,250万6,000円を計上いたしました。

次に、第5条におきまして、企業債の補正2件をお願いをしております。

第6条において、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費中、職員給与費に367万3,000円を追加し、当該経費の総額を7億5,816万9,000円に改めるものでございます。

第7条において、予算第9条に定めた研究研修費にかかわる補助金に24万4,000円を追加し、総額を254万7,000円に改めるものでございます。

第8条において、予算第10条の次に、第11条として重要な資産の取得を加えるものでございます。

以上で、議案第61号平成24年度足寄町一般会計補正予算（第3号）から、議案第65号平成24年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）までの提案理由の説明とさせていただきます。

御審議のほど、よろしく願いを申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、議案第61号平成24年度足寄町一般会計補正予算（第3号）の件の質疑を行います。12ページをお開きください。

歳出から始めます。款で進めます。

12ページから14ページ、第2款総務費、質疑はございませんか。

10番 後藤次雄君。

10番（後藤次雄君） 一般管理費の中で松山千春の肖像画の作成なのですけれども、一応36万円ということになって、これはどのぐらいの大きさで、どこにこれを飾るのですか。ちょっとお聞きしたいのですけれども。

議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

総務課長（渡辺俊一君） 大きさでございますけれども、ちょっとはっきりとした数字、大きさというのはわからないのですが、12号という大きさでございます、大体、横50センチメートル、縦60センチメートルぐらいの大きさということになります。

それで肖像画につきましては、作成をして松山さんに贈呈をするということでございまして、その後、どこに掲示するのかといった部分については、まだ、きちっと決まっておりません。贈呈をするものですから、松山さんの意向というものもございまして、その後で、協議をしながら進めさせていただこうというふうに考えております。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） よろしいですか。

他に総務費、質疑はございませんか。

10番 後藤次雄君。

10番（後藤次雄君） 車両管理費の中で、電気自動車の購入なのですけれども、これは今はやりの日産のリーフとかそういうものを、それとも三菱のやっている軽を入れるのか、それとトヨタがやっているハイブリッドと一緒にできる電気自動車を入れるのか、

その辺をちょっとわかったら教えてください。

議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

総務課長（渡辺俊一君） 今のこの予算で想定しておりますのは、日産のリーフを購入するという予定としてございます。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） よろしいですか。

10番 後藤次雄君。

10番（後藤次雄君） これは購入して、どこの課が中心になって、これを使用するのか。

議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

総務課長（渡辺俊一君） この電気自動車につきましては、役場の公用車ということで、特にどこの課ということではなくて、全体で使用するというような形で、今後、使用していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） よろしいですか。他に総務費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） それでは次にまいります。第3款民生費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 次に、14ページから16ページ、第4款衛生費、質疑はございませんか。

8番 熊澤芳潔君。

8番（熊澤芳潔君） この衛生費の関係で、車両費の関係で、関連でお聞きします。

今回、報告第8号で、専決処分の報告についてということで、車両事故に対する損害賠償の額を定めることについてと報告がございました。

それに関連してお聞きしますけれども、一つには、車両事故につきましては、このところ、多くとは言いませんけれども、時々発生していますけれども、安全管理について、どのような形で、庁内、徹底しているのかどうかと。

それと二つ目には、今回、事故の件で、事故後も常任委員会が開催されていると思えますけれども、これは特に今回の事故も100%という事故でございますので、委員会に報告がなかったわけですが、これも報告が必要ではなかったのかなという考えがありますけれども、その2点について、お聞きいたします。

議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

総務課長（渡辺俊一君） 交通安全についての周知徹底、そういったものにつきましては、日ごろから交通安全についての交通ルールをきちんと守って、交通安全に十分注意してほしいということでの周知については、常日ごろから行っているというところでございます。

事故を起こしたくて起こす人はいませんけれども、やはりちょっとした不注意ですとか油断だとか、そういったものから交通事故が起きてくるというふうに思っておりますので、常日ごろ注意をしていただくということで、お願いをしております。

それから事故が起きた後、時間があつたにもかかわらず、総務産業常任委員会に報告がなかったということでの御質問でございます。

交通事故につきましては、専決処分ということで、地方自治法第180条の中で、普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものについては、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができるというようになっておりまして、また、専決処分事項の指定についてということで、町の義務に属する和解及び損害賠償の決定、これに伴う予算を補正することということで、交通事故1件100万円以下というようなことで、専決処分の指定がされているというようなことがございまして、今回、議会への報告というような形でよいかということ、報告をさせていただきました。

やはり、そういったことではございますけ

れども、委員会とも、こういう交通事故だとかそういった部分では、必要な部分につきましては委員会のほうにも報告をし、御理解をいただくということも必要なのかなというように考えておりまして、今回については報告はしてございませんけれども、今後においては、重要なものについては報告をさせていただきたいと、そういうぐあいに考えているところでございます。

よろしくお願いたします。

議長（吉田敏男君） 8番 熊澤芳潔君。

8番（熊澤芳潔君） 委員会の関係につきましてわかりました。

それで、日ごろからというお話でございましたよね。日ごろからどのような形で、例えば、庁内で放送されているわけですか、朝、そういった形で放送を通じて行われているのか、それとも、週に1回、何回か、そういった交通安全の講習会をやるとか、いろいろな形があるかと思えますけれども、日ごろから、どのような形で行われているのかなということもお聞きしたいなというふうに思います。

議長（吉田敏男君） よろしいですか。答弁、総務課長。

総務課長（渡辺俊一君） 日ごろからということで申し上げましたけれども、特にきちんとした、例えば、一月に1回、交通安全の何か講習をするだとか、そういったようなことというのは特にはしてございませんが、日ごろ、十分、交通安全には気をつけてということでの声かけ程度でございますけれども、きちんとした形でやっているわけではございません。

そういうことで、日ごろ、それぞれの職員が交通安全に注意をしてということで、それぞれ注意していただいて、運転に臨んでいたということでございます。

議長（吉田敏男君） よろしいですか。

5番 高道洋子君。

5番（高道洋子君） 関連でございます。

先日、専決処分の報告のところ、報告は



お受けいたしましたけれども、この現場の状況図を見ますと、ここは私たちもよく通る道路なのですけれども、このカーブのところをカーブしないで、真っすぐ対向車に当たってしまったということで、100%こちらの損失ですよという割合になっておりますが、これは私がちらっと見た感じでは、何か居眠り運転だったのかなという思いもありますし、それからスピードがどのくらい出っていたのか、まず、その状況ですね。

それと、この方は、事故の概要を見ますと、公用車に同じく同乗していた先輩の人がいるわけです。先輩の人が同乗しておりましたけれども、そういう人が、道路になれた、しかも運転になれた先輩がこれはできなかったのかなということやら。

なぜかという、その運転した方が、事故を起こした人が入ったばかりの人で、しかも、これは5月の事故ですので、4月に入ったとしたら、1カ月しかたっていないのではないかなと。そして地元出身でなければ、なかなか道路の状況もわからなかったのかなという思いもあったりします。

それから、普通、職場では3カ月間ぐらい遠慮していただいて、道路状況やら職場になれたところに、3カ月ぐらいの経過を経て運転を任せるとか、そういうふうになっていないのかなどうかとか。

それからもう一つは、今までもそうですけれども、私も議員になってから、何回かこういう専決処分やら交通事故の、車両事故の報告は聞いていますが、起こした当人の処分はどのようになっているのか、お聞きいたします。

議長（吉田敏男君） よろしいですか。答弁、総務課長。

総務課長（渡辺俊一君） 事故の状況でございますけれども、先日、報告をさせていただきましたような形でございまして、特に今、居眠り運転だったかというようなことはございません。

事故があった後、私は本人に事故の状況、

それから原因、そういったものを聞きまして、交通事故については、一つ間違えれば本当に大きな事故にもなるということで、十分、気をつけるようにということで注意をさせていただきました。

それで事故については、やはり今、高道議員が御指摘のとおり、新しく入ったばかりの職員で、事故にというか、道路だとか、それから車の運転に十分なれていなかったということがございまして、そういう中での起きた事故ということで、操作ミスを起こした原因というのは、やはりふなれという、そういった部分が一番大きいのかなというように考えております。

今回、たまたま広報広聴担当ということで、いろいろ町の中に取材に出かけなければならないという、そういう職場でございますので、新しく入ったばかりではございますけれども、車に乗って、いろいろと町の中を取材して歩かなければならないということで、横に担当主査と一緒に乗って車になれるようにということで、それから道だとかも覚えるようにということで、取材に行った帰りということでございますので、ふなれなために起きた事故というようなことでございます。

それから処分の関係でございますけれども、処分の関係につきましては、足寄町職員の交通違反及び交通事故に係る処分に関する基準というものがございます。

その中で、酒酔い運転ですとか無免許ですとか速度超過だとか、そういう交通違反と、それから受傷事故であったり、それから措置義務違反、当て逃げだとかそういうようなものですけれども、そういうような事故の程度によって点数が定められておまして、その点数に応じて処分の基準が決められているというような中身になってございます。

そういった部分では、今回の事故についても、その基準に沿っていきますと、処分というような対象にはなっていないということでございます。

先ほども申し上げましたけれども、今後も

交通事故には十分注意をして、交通ルールをきちっと守って、十分注意をしながら運転をしていくということで、職員にも徹底をしていきたいというように考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 5番 高道洋子君。

5番（高道洋子君） わかりました。

入ったばかりで、いろんな意味でなれていなかった、やっぱりその一言で言う、ふなれ運転ということは何回もおっしゃっていましたけれども、そういうふなれな人に運転を命令する側にも責任があるわけですし、今回はこの乙の車が、たまたまお互いに身体的あれがなかったからよかったですけれども、一歩間違えれば、ふなれな人は相手を本当に死亡まで至らせるということまでいく事故もあり得るわけですから、そこら辺の本人の運転の程度、それをきちっと見きわめて運転させるとか、そこら辺も管理者として大事なことでないかなというふうに思うわけです。

それともう一つは、お金は保険で全部賄ってあれかもしれませんが、大事な公用車を傷めてしまう、直ったとしても傷めることには間違いないわけにありますので、そういう軽微な、軽微というか、今回の事故のような場合でも、今後気をつけますとか、簡略な反省文を書くとか、何かそういうことも文書をつくっておいて、きちっと署名できるような、そういうことも今後必要でないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

総務課長（渡辺俊一君） ふなれな人に運転をさせてという部分は確かにそのとおりでございます。ふなれな者に、もっとなれてから公用車を運転させるということが、本来はいいのかもしれませんが、役場の職員、どこの職場に行っても、やはり車に乗って仕事をするということがあるわけです。

そういった部分で、今回の事故についても、ふなれなということで、なれてもらいた

めにとということで、横に担当主査も乗って取材に出かけたということでございます。

そういう部分で、事故を起こすことも想定されなかったのかというようなことにはなるのかもしれませんが、そういうことにはならないだろうということで、なるべくその車になれてもらうということで、運転をしていたいただいていたというところでございます。

これについては、ちょっとそのあたりについても、検討させていただきたいと考えております。

それから反省文でございますけれども、事故違反等を起こした場合については報告書を出していただいて、その中で、今後についての、十分気をつけるというような内容で、報告書を出してもらっているというところでございます。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） よろしいですか。

9番 井脇昌美君。

9番（井脇昌美君） 今の車両の事故にかかわることなのですけれども、本当に、ある意味においては気の毒な現象なのですよね。

それでお答えの中に、再三、車になれてもらうためにということをおっしゃられていますね。

私は、免許を取得されている方ですから、本当にむしろ同情すべきなのです。そして、横に同乗者がいただけに、足寄町という地理も周知してもらって、そういうことも大きなことで、私はそのことは結構なことだと思うのですが、その車と、また、ドライバーの技術になれてもらうという意識で、果たしてそういうことを、答弁の中で、車になれてもらうということ、いろんなとり方があるのですけれども、最初に、車になれてもらうために、同乗者が助手席に乗って運転していたのだという答弁だったものですから。

私はそういうことは、まして今回みたいに、気の毒にも過失が100%なんていう、そんなのあるのかなと。

だけれども、実際それで、双方でけががな

かったから私はよかったと思うのです。これで、いろんな事故の中で後遺症が残るようなことになったら、一体そのような程度の意識で、役所として私は弁明が立つのかなと。

車になれてもらう、地域をあれしてもらうために実は発生した事故なのですよと言ったら、事故を起こした人に、むしろ大きな罪を私は与えると思うのですよ。その人を責めるどころか、その人に同情しなくてはいけない。事故を起こした人に。1年生の人なりに、一生懸命前を見て、未熟だとか何とか、でもやったわけですよ。

でも、そのようなことが果たして、なれてもらうためにということで今回起きたわけですから、今後のためも含めてですけれども、しっかりと、そのような意識では困ると。

車になれてもらうために、適正なのか何かわからないのですけれども、運転の資格を持っているのですけれども、若干未熟というのか、運転がちょっと不安なところの人にも、どんどん責任者がついて、町内を便乗して走ってもらうと、そういうことがあるとしたら、私は、それはちょっと間違いだと思いますよ。その辺をもう一度お答えしてください。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） 私のほうから、お答えをさせていただきます。

先ほどから御質問をいただいているとおり、今回、残念ながら事故を起こした職員というのは、ことし4月に新採をした職員でございます。

当然、採用に当たっての一つの条件としては、やはり今、車の免許を持っていないければ、自治体の職員というのは、もう御案内のとおり、鉄道もありませんし、それからバスもないということですから、これはある意味、もう必須といえますが、絶対条件の一つなのです。それで、今回のケースにつきましては、実際に採用決定をした。

当然我々は、運転の実技なんていうことは試験の中に入っていないから、当然、免許

を持っているわけですから、一般的にいえば、自由にといいますか、どこでも運転していただくというのが我々の前提条件ですよ。

ただ、現実、採用決定をして、実際に担当の職場に配置された。また、ここの職場というのは、まさしく、もう毎日のように運転をしなかったら仕事にならないというようなことでございます。

そこで、上司である主査を含めて、もちろん帯広出身の職員ということもありましたから、そういう意味で、先ほどから総務課長がなれてもらうということは、本人もどちらかというと、運転には自信がないというような言葉も発していたということ、それから帯広出身ですから、地理も不案内ということもあって、本来であれば、どんどん一人でも取材に行かないと、二人しか走っていませんから、これは能率的といっても大変なのですけれども。

しかし、そういう意味で、なれていただくということも含めて、しかも運転もちょっと心配だということもあったものですから、そういう意味で、隣に主査も一緒に同行して、もちろん新人ですから、取材の仕方も含めて、そういう教育も兼ねて運転をさせたということでございます。

それから、先ほど高道議員から言われた3カ月制度、これは従来、役場の職員もあったのです。新しく採用した者については、一定期間公用車の運転はだめよと、こういう規定もあったのですけれども、今はもうその規定はありません。

それは、先ほどから言っているとおり、今や、もう車がないと仕事が回らないということもありますから、その点も含めて御理解をいただきたいなというふうに思います。

それから、なお、私は新規採用職員については、大体1カ月たった5月の頭には、一人一人を町長室に呼んで、仕事の状況を含めて、いろいろお話をさせていただくのですけれども、今回はちょっと日程がいろいろあっ

て、実際に来てもらったのは5月の末ぐらいになったのですけれども、その折にも、彼女も呼んでお話をし、今回の事故のことについてもお話をし、やっぱり運転技術、これをもっと高めなきゃだめだというお話もさせていただきます。

そんなことを含めて、ある意味、嚴重注意という意味も含めて、私のほうからもさせていただきますというふうなことでございます。

先ほどから総務課長が答弁のとおり、今後、これはもう全職員に言えることでありますけれども、ふだんの機会を通じながら安全運転、本当に御心配をいただいているとおり、今回人身に至らなかったということは、これは、そういう意味ではよかったなと思っているわけでありましてけれども、しかし、物損であればいいのかという、決してそんなことではありませんので。

少なくとも、町民の方に損害を与えたということでもありますから、これは本人を含めて我々もいま一度、日ごろの安全運転にも、しっかりと心がけなければいけないということを再確認しながら、今後の仕事に当たっていきたいというふうに思いますので、御理解をいただきたいなというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） よろしいですか。他に衛生費、質疑はございませんか。

7番 田利正文君。

7番（田利正文君） 関連なのですけれども、全く別の視点から、ちょっとお話をさせていただきますこうと思います。

交通事故ですとか、労働災害の現場、それから示談なんか立ち会ってきた経験があるものですから、役場といっても、例えば車両管理室なんか、バス、それから除雪車を動かしますよね。そういうところなんか、やっぱり年に何回か、そういう教育が必要でないかと思うのです。総務課長からは交通ルールを守ってという話がありましたけれども、それだけでは交通事故を防げないのですよね。

七、八年前だと思えますけれども、十勝型

事故というふうにつづいたことがあります。快晴で晴れた日の真っすぐの国道で正面衝突してぶつかると、新聞報道では居眠り運転というふうにされたのですよね。

だけれども、安全衛生だとか、そういうものをやっている分野の人たちに言わせると、あれは居眠り運転ではないと、覚低走行だと言うのですよね。つまり、脳の認識機能が落ちるという時期があるのだそうです。

だから、目では真っすぐ走っていて、対向車が来ているというのがわかっている、あるいは信号が赤だというのはわかっているのだけれども、ブレーキに足がいかないという状況を覚低走行と言うのだそうですけれども、そういう状態があるのだということを、わかっているのとわかっていないのとでは、ただ気をつけていってこいよというのとは違うのだということなのです。

例えば、私なんかの経験で言いますと、プロのドライバーに、きょうは雪が降っているから気をつけていけよと言ったら、普通は素人が言ったら、プロですから、うるせえよ、何を言っているのだと腹の中で思ってしまうわけですよ。

そうではなくて、具体的に、きょうは日勝峠はブラックアイスバンでこうだから、こういうふうに気をつけていけよというふうに、具体的な指示を与える必要があるというふうに言われたことがあるのです。

今、言ったような、人間であるから必ず100%はあり得ないと、必ずヒューマンエラーがあるのだということを前提にして、こういうことがあるからこうだよというところまで踏み込んだ一定の講習が必要だというふうに思ったものですから、その辺の講習みたいなやつを具体化する必要があるのではないかという感じがしましたので、意見として述べさせていただきます。

議長（吉田敏男君） 意見でよろしいですね。

他に衛生費、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 次、16ページから18ページまで。

第6款農林水産業費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 18ページから20ページ。

第8款土木費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 次、第9款消防費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 次、20ページから22ページまで。

第10款教育費、質疑はございませんか。

1番 高橋秀樹君。

1番（高橋秀樹君） 足寄中学校太陽光発電設備ですが、これはどのぐらいの規模のものを予定しているのでしょうか。

議長（吉田敏男君） 答弁、教育次長。

教育次長（根本昌弘君） お答えをいたします。

太陽光発電設備の関係、23ページに記載してございますが、これから委託設計ということで考えてございます。

それで、今御質問にございました発電量の関係、それから設置場所の関係を含めて、この設計の中で検討させていただきたいと、現時点でそのように考えてございます。

議長（吉田敏男君） よろしいですか。

他に。

10番 後藤次雄君。

10番（後藤次雄君） 芽登小学校の燃料タンクの更新工事なのですけれども、これは補正予算の説明資料の中の11ページに載っているのですけれども、これは貯蔵タンクから危険物の流出事故が増加していることを受けというのですけれども、これは芽登小学校は、例えば、いつごろから流出していたのですか。

議長（吉田敏男君） 答弁、教育次長。

教育次長（根本昌弘君） お答えをいたし

ます。

芽登小学校の地下タンクでございますが、これにつきましては、昭和45年12月設置となっております。

流出の部分はございません。

以上です。

議長（吉田敏男君） 10番 後藤次雄君。

10番（後藤次雄君） 質問の仕方が悪かったのだから知りませんが、もう1回言います。

ここに、11ページに載っていますよね、事業目的。資料の中で、地下貯蔵タンクから危険物の流出事故が増加していることを受けてなっていますね。

だから、私が聞いたのは、芽登小学校は、この流出しているのがいつごろから流出しているのかということ聞いたのです。

議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

副町長（田中幸壽君） お答えをいたします。

まず、芽登小学校には、昭和45年に油タンクの地下タンクというものが設置をされておりまして、その流出事故が多いというのは、国内的に地下タンクを埋設してある地下タンクから、油が漏れるというような事件事故が一部起きたといったことで、実は消防法が改正になっております。

それで鉄製のタンクなのですけれども、厚さがあって、いろいろ4.5ミリメートルとか、6ミリメートルとか、いろいろタンクによって違うわけですけれども、芽登小学校は4.5ミリメートル厚のタンクでございます。

4.5ミリメートル厚については、40年を経過をするものについては、改修・補修をなささいという、場合によっては新しくなささいということでもありますけれども。

それが40年たつものですから、この消防法の規定に基づいていけば、大幅な地下タンクの改修が必要になってくるということでございます。

当時は地下タンクも必要な施設でありましたけれども、それ以降、児童生徒数も少なくなっていて、あの施設については集中暖房をやめております。

それで、今、各教室にストーブで対応しておりますので、そういった部分では、地上式の石油タンクに今回切りかえると、現状に合わせて。それで、地下タンクは廃棄をするといったことで、今回、改修費の予算の計上をさせていただいたということでございますので、御理解のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 10番 後藤次雄君。

10番（後藤次雄君） そうすると、ここに書いてある地下タンクを廃棄し、新たに屋外の灯油タンクを設置をするという予算なのですか。

副町長（田中幸壽君） そうです。

10番（後藤次雄君） それと、もう一つ聞きたいのですが、これは現在、今、副町長が話したとおり、やっぱり安全性にかんがみということもあるのですよね。そういうことですか。安全性を確保するということですか。

それで、ほかの螺湾とか大誉地の小学校はどうなっているのですか、その辺は。

議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

副町長（田中幸壽君） 足寄町の公共施設は、地下タンクを埋設しているというのも数多くあるわけですが、とりあえず40年を超えるという部分でいけば、現在、芽登小学校だけが該当するというところでございます。

螺湾小学校においては、今現在、地上にもう既に切りかえて、地下タンクでの設置にはなっておりません。

近々やらなければいけないのが、一番最短でやらなければいけないとすれば、特別養護老人ホームが一番最初に改修をしなければいけないということになるかというふうに思っております。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 10番 後藤次雄君。

10番（後藤次雄君） 大誉地小学校も、今、螺湾と同じということで、考え方はいいのですね。

議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

副町長（田中幸壽君） 既に地上式になっております。

そして、大誉地小学校はもともと電気暖房だったものですから、地下タンクはございません。

議長（吉田敏男君） よろしいですか。

他に教育費。

8番 熊澤芳潔君。

8番（熊澤芳潔君） 今回の外構工事の関連になると思うのですが、実は、足寄中学校の場合は他の学校と違って、グラウンドが高いところであって、下に校舎がありません。

実は、お話が出ていると思いますけれども、砂が飛びますよということで、校舎内も砂が入るといようなことも聞くものですから、そういったことに対する考え方なのですか、できればグラウンドの東側に外壁といいますか、そういった形で、きちっと砂が飛ばないような形で施設を建てたらどうなのかなという考えもありますけれども、それについて、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

副町長（田中幸壽君） お答えというよりも、まず、ちょっと確認をさせていただきませうけれども、今回、外構の設計費用を予算要求をさせていただいております。

ただいま議員の質問は、校舎の西側にグラウンドがもともとあるわけですが、そのグラウンドの砂が風で飛ぶと、飛んで施設に入ってくるということなのではないでしょうか。それで、その施設を場所を変えて建て、今、もう既に学校校舎は改築中で、工事も始まっておりますので、その部分はもう動きませうの

で。

要は、防護さくを設置をしてはいいかとか、そういう面でのお話になるのでしょうか。わかりました。

実は十数年前だと思いますけれども、足寄中学校のグラウンドは、グラウンド整地等々の整備を終わってしまっていて、その時点で、かなり表面には砂をまいているグラウンドでございます。

それは足寄小学校も同様でありますけれども、逆にいえば、ほこりが立たないようにということで、表面にかなり砂をまいているわけですけれども。

そういった部分で、従来よりは、それ以降はかなり、足寄小学校も含めてでございますけれども、グラウンドでのいろいろな部分に、他に対する影響というのは、かなり少なくなってきたということでございます。

ただ、今現在、確かにグラウンドの真下にといいますか、かなり近接した状態で建っておりますので、砂が舞い込むといいますか、校舎内に入ってくるということは考えられるわけでありまして、従来の校舎に比べれば、断熱性も含めて、そういう機密性も含めて、精度の高いサッシュといいますか、建具も使っているわけでございますので、冬に関してはそうでありまして、夏に窓を開放したときに入るのではないかと、そういったいろいろな問題点はあるのかと思います。

そういった部分で、具体的な部分で、議員御指摘の部分の実態というのは、私どもは、ちょっと調査もしておりませんので、そういったことも踏まえて、今回、外構工事の設計に当たって、そういったグラウンドからの影響等々も踏まえて設計に当たっていきたいというふうに思いますので、御理解のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 8番 熊澤芳潔君。

8番（熊澤芳潔君） ぜひ、そのように検討していただいて、そこで仕事をしていた方が、そういった形が入ってきて、掃除も大変

だということも聞いたことがありますので、一応、そういうところを検討していただければというふうに思います。よろしくお願ひします。

議長（吉田敏男君） 他に。

10番 後藤次雄君。

10番（後藤次雄君） 小学校の常用発電機の設置なのですが、これは緊急防災対策も含めて、非常時ということで、これはすごくいいことなのですが、この時期に、緊急だから出してきたと言われればそれまでなのですが、例えば、工事費なんかも1,222万2,000円ということがありますので、私は、これは第5次総合計画の中に、こういうことは策定の中に考えていなかったかどうか、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

副町長（田中幸壽君） お答えいたします。

今回の場合は、急遽設置をするということで、私どもは判断をさせていただきました。ですから、第5次総合計画には載っておりません。

なぜ、緊急になったかと言いますと、今回、一昨年、東日本大震災以降、緊急防災減災事業債ということで、ルールが、起債制度ができました。

足寄中学校もそれにシフトしているわけでありまして、基本的には70%が交付税バックということでございます。

この制度が基本的には23年度までということで、今年度は該当がないということで事前にお聞きをしていたのですけれども、年度末に、来年度、24年度もこういう制度が残るといったことで、防災関係の要望取りまとめがございまして、そういったことがあって、急遽防災と、とりあえず私どもが挙げた理由はこうなのですが、

防災拠点であります、ここの役場庁舎については、非常用発電機等のバックアップが入っています。それと、医療の拠点になりま

す国保病院についても、自家発電装置が入っております。

そしてもう1点、八十数カ所の避難所が実際はあるのですけれども、ここの部分については、すべてそういった設備がされておられません。

ただ、そういった中で、今回、足寄小学校だけがということでありましてけれども、足寄小学校、実は収容人員の想定でいけば、マキシмумで2,000名を超える容量があるということで、基本的には、大体、地域割りをしていますので、950人程度を収容する施設になっています。これは足寄町内でも一番収容人員の多い施設になっておりますので、この部分を、いつ何が起きるかわかりませんが、そういった災害に遭ったときの緊急避難場所の一番大きな施設、これだけでも、こういった制度がある中で実施をしたいということで、総合計画にも計上してありませんでしたけれども、急遽、この施設に計上したということでございます。

基本的には、携帯用の発電機等々も含めて検討したかったのですけれども、移動ができるような小さな発電機等々については、この起債対象にはならないということで、あくまでも避難施設に常備するといったことが条件になっておりまして、どうしても大きな施設の一部に終わったということでございます。

今、申し上げたように、その小さい部分は、どうするのだということでありましてけれども、この部分については、今、協議中でありましてけれども、単費でも、単独で僻地も含めて、今、自家発電機で一定程度の照明と、それから石油ストーブの電源等々を確保できるぐらいの発電機を、一定程度すべてに設置をしたいということで、今、検討中でございますので、御理解のほど、よろしく願いしたいというふうに思います。

以上です。

議長（吉田敏男君） 10番 後藤次雄君。

10番（後藤次雄君） 今、副町長のお話はわかりました。

そうすると、今、携帯用のそういう発電機等を含めて、今後、そういう緊急防災減災事業計画みたいな、そういうものを策定して、その中で考えていくということになるのですか。それとも、新たに何もしないで、今までできなかった部分は次回の議会の補正予算になるのかどうか、その辺を含めてちょっとお聞きしたいのですけれども。

議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

副町長（田中幸壽君） 防災計画、緊急防災減災事業債のほうを財源として充当する場合には、計画書を事前に提出しなければいけないということで、既に、その足寄小学校分については計画書を提出しております。

後段の各所の携帯用の発電機といいますが、移動式の発電機等々については、間違いなく、この事業債を受けられませんので、条件的に合いませんので、単独になりますので、それは計画がなくても整備ができるということで、当然、単費になりますので、それは場合によっては、ことし年度内には予算計上をしたいというふうに考えているところであります。

議長（吉田敏男君） よろしいですか。

教育費、今、質疑中でありましてけれども、ここで、暫時休憩をいたします。10分間休憩をいたしまして、20分から再開をいたします。

午前11時09分 休憩

午前11時20分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

第10款教育費、質疑をお願いをいたします。

4番 木村明雄君。

4番（木村明雄君） 先ほど、後藤君と同じような考えだったわけなのですけれども、この発電機、これについて、避難所に指定されている小学校ということになっているわけです。そこで、この発電機はどのぐらいの能



力があるのか。

それからまた、計画停電、これも、これから将来に向けて出てくるのかなという気もするわけなのだけれども、その辺について、まずはお聞きをしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

副町長（田中幸壽君） お答えをいたします。

今回、購入を予定しております発電機につきましては、3層で100キロボルトでございます。

ただ、足寄小学校に設置をしますので、100キロボルトでどれだけ対応できるかというと、全館の電気容量でいけば、かなり不足をします。

それで、当面は屋内体育館の電気照明を全灯点灯し、さらには冬期間の温風暖房機でございますけれども、その部分を動かせるだけの容量ということで、100キロボルトアンペアの発電機を購入する予定でございます。

以上です。

議長（吉田敏男君） 4番 木村明雄君。

4番（木村明雄君） わかりました。

それから、今まで本当に発電機は各学校にはなかったと思うのですよね。しかしながら、これから将来・未来に向けて、やはり教育現場で必要だということになるのかと思うわけなのだけれども。

そこで、螺湾、それから大誉地、それから芽登、これは先ほど携帯用の発電機ではと言っていたわけなのだけれども、これらについて、携帯ではだめでないかなという気もするわけなのです。

その辺と、それから、これから先に向けて、その計画があるのかどうか、お聞きをしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

副町長（田中幸壽君） まず冒頭、先ほどの質問の中で、計画停電のお話がありました。

お答えをしておりますけれども、今回、たまたま7%削減ということで、北海道電力

管内で7%を縮減していただきたいということで、努力目標でありますけれども、もう指示が出されておまして、私どもは今、6月27日までに、対応策について取りまとめをするという形になっております。

その説明の中で、とりあえずは努力目標で7%削減だと。ただ、これが今後、猛暑というか、今回の場合は夏の間だけの話でありまして、冬はちょっとまだ、別な形で決められるのだと思いますけれども、夏の間7%。一昨年の猛暑の22年度対比7%削減ということでございまして。

ですから、もし、これがもっともって暖かくなって冷房等々が、どんどん電力が消費をされれば、場合によっては、次の段階としては計画停電になるかもしれないといったことが北電のほうから報告はされておりましたけれども、基本的には、北海道の場合、夏の話でいくと、そんなに消費電力が逆にふえるということではない状況、現状の中では、計画停電にはならないだろうということで、お話がされておりました。

次に、今の質問でありますけれども、先ほど後藤議員にも申し上げましたけれども、実は、足寄町の避難所というのは、施設としては38カ所ございます。

38カ所全部ということではございませんけれども、例えば、町の中の避難所については、足寄町も一定の備蓄品も持っていますし、あわせて発電機、自家発電機、携帯用というか移動式の発電機も保有をしております。

そういった部分でいけば、場所によっては、ここから運んでそこに設置をするということは可能でありますので、木村議員の御指摘のように、どちらかというと、地域、僻地の部分については、即、発電機を持っていくということにも時間を要しますので、そういった分については、常備品として整備をしていきたいということで、今、検討中でありまして。

そういった分では、螺湾小学校というお話

が質問の中にあっただかと思えますけれども、螺湾は学校でなくて、集会所が避難施設になっておりますので、こういったところに、今考えているのは、2キロボルト程度の発電機であれば、数カ所の照明器具と、それから暖房機の電源の確保をできるといったことで、そういった一時的な照明器具も含めて、既存の施設についている照明を動かすとなると、電気の配電盤等々を、素人はなかなかちよせないことになっておりますので、別に作業灯類の照明器具が何灯かあって、さらにはコンセントで暖房機に接続できるような、そういうイメージでいけば、数十万円をかければ対応できるということで、今、検討しているところであります。

そういったことで、何カ所という箇所数は申し上げられませんけれども、僻地については、そういった非常時に対応できる電源確保の部分について、今、検討している最中でありますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

議長（吉田敏男君） よろしいですか。

他に教育費、ございませんか。

7番 田利正文君。

7番（田利正文君） 18節になると思うのですが、備品購入費で、昨日ちょっとお話ししました、東川町にお邪魔してきたという話をしましたけれども、東川中学校でいすと机を木にしたと言うのですね。それを残念ながら見てくることはできなかったのですが、そんなことを聞いたものですから、足寄の場合、そのことが可能かどうかということ、ちょっと聞きたいと思ひます。

議長（吉田敏男君） 教育長、答弁。

教育長（加藤和弘君） お答えをいたします。

いすと机、これは生徒の部分でございますね。既に3年前から各学年単位で購入をしてきておりまして、一般的な木ではございませんけれども、今回につきましては、生徒の机、いすの購入予定はございません。今使っている物をそのまま使っていくということに

しております。

以上です。

議長（吉田敏男君） 将来的にそういうふうにするつもりはないのかということの質問だったと思ひますけれども。木の机。

教育長（加藤和弘君） どの程度耐用年数があるかは、はっきりわかりませんが、購入をする際については、十分に検討をさせていただきたいと、このように思っております。

以上であります。

議長（吉田敏男君） よろしいですか。

他に教育費、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 次に、第11款災害復旧費、質疑はございませんか。

9番 井脇昌美君。

9番（井脇昌美君） たまたま私も、今、付託をとって調査中なものですから、ちょっと発言は慎重にしないといけないのですけれども。

この上稲牛の所在で、十勝東部森林管理署の管理区域から、地すべり状況で町道を横断している、いわば一方的な町道の管理だけの、すべて100%の発生状況ではないものですから、たしか調査されたときに、東部管理署のほうと状況をよくお話をし、管理署のほうの意向も聞いていただきたいということをお願いしてあったの、それ1点だけ、どうなりましたでしょうか。お聞きしたいのですけれども。

議長（吉田敏男君） 答弁、建設課長。

建設課長（南岡雄二君） 所管事務調査の中で、現地のほうを見ていただきました。

その後ですけれども、東部管理署、それから関連する川の管理者でございます、あえて出張所、土木現業所と言わせてもらいますけれども、そちらのほうと確認をしてみました。

管理署のほうにおきまして、災害の要因として、その周りのがけの問題、それから立木の関係もございまして、再度、その

要因的なものということで、何か今後、防護さくとかそういう工費に対する手当てがないものでしょうかということで確認をさせてもらいましたら、いわば現地を見たところ、まだ直接的に立木等が、そういうものが原因しているものではないと、注意深く、今後もそこを観察しますのでということで、相互の連絡体制だけは強化していきましょう、そのようにお返事をいただき、今後もそのように進めてまいりたいと思います。

川の管理者でございます現業所のほうにつきましても、工事の際については、工事の内容、時期については、調整に当たり、協議をしながら具体的な方向性を示していくと、はっきり言えば、河川の切りかえとか、そういう部分で御配慮願えるということで、今、検討しているところでございます。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） よろしいですか。

他に、質疑はございませんか。第11款。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 大変申し訳ありません。18ページにお戻りをいただきたいと思えます。

失礼いたしました。第7款商工費を抜かしていたようでありますから、改めて、ここで質疑を受けたいと思えます。

第7款商工費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 歳出総括、ございませんか。

10番 後藤次雄君。

10番（後藤次雄君） 今、第7款の商工費の観光費に入るのかどうか、ちょっと私もわかりませんが、実は、道の駅の駐車場の管理の関係なのですけれども、これはたまたまなのかわかりませんが、今、南側の駐車場に、私から見れば、違法駐車的小型バスと、それから乗用車がずっととまっているのです。開設してから。

それが、きちっととめればいいのだけれども、バスですから2台分と、もう1台の乗用

も1台分が、全部で4台とめられるところに置いていると。それできのうも見ていたのですけれども、まだそのままになっているのです。

ああいう永久駐車というのですかね、ああいうことに対しての町の許可というか、どういうふうにしてああいう状態になっているのか。それとも町としては、道の駅の駐車場だから、これを撤去してくださいとかという、そういうことは、私はどこの車だか、だれが所有しているかはわかりませんが、できてからずっとあるものですから、ちょっと気になったものですから、その辺をちょっとお聞かせを願いたいと思います。

議長（吉田敏男君） 承知をしておりますか。

答弁、副町長。

副町長（田中幸壽君） お答えをいたしません。

多分、その車に関しては、正確な日にちはわかりませんが、4月からずっと駐車をされている車のことをおっしゃられているのだというふうに思います。

当然、道の駅の駐車場でありますから、基本的には、どなたがとめられても、それはそれで許されることだろうというふうに思っていますけれども、余りにも長期にわたって駐車がされておりましたので、私どもも、結論から申し上げて、警察権力をお願いをしたところであります。

ただ、警察では、今の現行法の中では、即、車を退去、退去という言葉が正しいのかどうか、あの位置から撤去をするということは、警察としてはできないということで、ただ、本人とも警察もお話もされていて、そういったことで、警察のほうからお話もしていただいております。

それに今の段階では従っていただけておりませんので、当然、警察に従わないということですから、私どもが言っても従っていただけないといった状況になるうかと思えますけれども。

そういった部分で、今、ではその次、どういことをすればいいかというのは、不本意ながら、私どもも弁護士さんのほうと一定程度相談をさせていただいて、できるだけ円満な形で撤去していただくよう、今、いろいろな部分で、いろいろなチャンネルといいますが、いろいろなところと相談をしているところでもありますので、今現在のところは、あすあさって近々中に動くという状況でありませんけれども、動かしてもらおうべく努力をしているということで、御理解をいただきたいと思ひます。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 10番 後藤次雄君。

10番（後藤次雄君） 今、副町長の説明でわかりました。

ただ、これから、やっぱり夏場に向けて、観光客も、今、道の駅、いろんな施設ができましたので、やっぱり、この間の日曜日だつて、相当車が来ているのですよね。

それで、そこで4台分も、結局、駐車ができるところを、そういう占用されているというのですか、そういうことになれば、やっぱり私も一町民として、ちょっとまずいなということを思ったものですから、ぜひ、その辺の、どういうことで町として対応しているのかをちょっとお聞きたかったのです。わかりました。

議長（吉田敏男君） 他に、総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 次に、8ページにお戻りください。

歳入に入ります。

歳入一括で行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 歳入総括、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 次に、4ページにお

戻りください。

第2表繰越明許費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 第3表地方債補正、追加3件、変更1件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 全体に対する総括、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第61号平成24年度足寄町一般会計補正予算（第3号）の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第61号平成24年度足寄町一般会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決されました。

25ページをお開きください。

これから、議案第62号平成24年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の件の質疑を行います。

30ページ。

歳入歳出一括で行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 総括、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第62号平成24年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第62号平成24年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の件は、原案のとおり可決されました。

33ページをお開きください。

これから、議案第63号平成24年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)の件の質疑を行います。

38ページ。

歳入歳出一括で行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 総括、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第63号平成24年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第63号平成24年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決されました。

41ページをお開きください。

これから、議案第64号平成24年度足寄町上水道事業会計補正予算(第1号)の件の質疑を行います。

44ページ。

資本的収入及び支出一括で行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 総括、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第64号平成24年度足寄町上水道事業会計補正予算(第1号)の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第64号平成24年度足寄町上水道事業会計補正予算(第1号)の件は、原案のとおり可決されました。

47ページをお開きください。

これから、議案第65号平成24年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1

号)の件の質疑を行います。

52ページ。

収益的支出から、目で進めます。給与費、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 経費、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 研究研修費、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 収益的収入に入ります。

一括で行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 次に進みます。

54ページ。

資本的収入及び支出一括で行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 総括、ございませんか。

10番 後藤次雄君。

10番(後藤次雄君) 今回透析の新しい機械が入るわけですが、これは既に清水町で同じような機械が入って、既に使用をされているということなわけですけれども、足寄も説明は受けていますけれども、大体同じような内容の、同じような体制で透析をすることになるのか、それをちょっとお聞きしたい。

議長(吉田敏男君) 答弁、国民健康保険病院事務長。

国民健康保険病院事務長(對馬邦彦君) お答えをさせていただきます。

今回、透析にかかわって、導入を予定しております透析装置でありますけれども、議員仰せのとおり、先日、清水赤十字病院のほうで、十勝管内で初めて10台、最新式の透析装置を導入したという記事が載っております。

当院が今予定しております透析装置につい

ても、全く同様のシステムの透析装置ということになっております。

従来の透析装置、一般的に今行われている透析装置につきましては、ダイアライザーという人工腎臓の中に血液を通して、そこから老廃物を除去するという形でありますけれども、この新しいオンラインHDFという装置につきましては、そのダイアライザーに入る前に、血液にきれいな透析液を加えまして、より多くの不純物、老廃物を取り除くことができるということで、非常に透析を受けていらっしゃる患者さんに対して優しいものであるということで言われている装置であります。

そういうことで、患者さんに対するメリットというものは、メリットしかないのではありません、デメリットとしてあるとすれば、機械を管理する上で、きれいな透析液を常に管理するという部分が、より厳しくなるということがあろうかと思えますけれども、そういった装置を導入するということにしております。

以上でございます。

議長(吉田敏男君) 10番 後藤次雄君。

10番(後藤次雄君) 今、事務長から説明があったとおり、やっぱり、この機械を入れることによって、今、患者さんの負担も軽減される、それから、スタッフの作業も軽減されると、そういう中身ということによろしいですね。

議長(吉田敏男君) 答弁、国民健康保険病院事務長。

国民健康保険病院事務長(對馬邦彦君) 先ほど言ったように、患者さんの体に優しいということもありますし、透析装置そのものが、かなりオートマチック化されておまして、スタッフのほうの手間もかなり易くなっているということでございます。

以上です。

議長(吉田敏男君) 10番 後藤次雄君。

10番（後藤次雄君） まだできていないうちからこういうことを聞いたらどうかというのをちょっと考えたのですけれども、実は、今、本別は29人だかが通っていますよね。バスで行っているのが11人から12人ということになっていきますけれども。

例えば、足寄で、来年からできた段階で、今、本別に通っているバスの11人の方が、例えば、足寄の病院に通うときに、それぞれ自家用で行くのか、それとも今のバスを、コミュニティバスの関係も私は前回言いましたが、それを利用してやるのか、そこまで、まだ考えていないと言われれば、それでいいのですけれども、そういうことで体制を整えていくのかどうかも含めて、ちょっと考え方があったらお知らせください。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） 私のほうからお答えをいたします。

今現在、本当に後藤議員仰せのとおり、今、本別の国保病院に大変お世話になっているというようなことでございます。

まずもって基本的なことですけれども、うちの病院で透析治療を開始するから、もう地元でやるのだから全部来いという、こういう考え方は毛頭ございません。

あくまでも、この間の患者さんの治療の経過等々もあるはずですから、それはあくまでも、今、本別でお世話になっている患者さんが、本別の担当の先生としっかりお話をさせていただいて、そこで、じゃあ足寄にということになって初めて受け入れをしていくような、緩やかな移行といえますか、そういうことを想定をしているところでございます。これは、もう院長先生ともそんなお話もしておりますし。

それから、もちろんお互い隣同士でありますから、これは災害と同じで、いつ何どき、何があるかわからないわけありますから、これは将来的にも、まずは私どもが思っているのは、この間、お世話になっていたことも踏まえて、これからも、いい意味での連携と

いうことも、引き続き、これは院長先生を中心にやっていただきたいな、こんなふうに思っています。

それから、後段の輸送サービスの関係でありますけれども、これも、いきなり足寄にできたからもうやめるよということにはならないだろうというふうに思っております。これは、その状況に応じて、どういう形でやっていくのがいいのかということは、これは引き続き検討をさせていただきたいなと。

距離は近くなっても、しかし患者さんによっては通院が難しいよという方もいらっしゃるのかなという、そんな思いもしていますから、これは異論のないように、これは福祉課のほうで、もちろん今は社教のほうに委託してやっているわけありますけれども、しっかりとそこら辺も、状況に応じながら対応をしてみたいなというふうに思っていますので、今後の課題ということで了解をいただきたいなというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） よろしいですか。

他に、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 総括、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

47ページにお戻りください。

第2条主要な建設改良事業の追加及び、48ページ、第5条予算第5条中企業債から、第8条重要な資産の取得、第1条の追加まで、一括で質疑をお受けをいたします。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 総括、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はござい

ませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第65号平成24年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第65号平成24年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)の件は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。

昼食もありますから、1時再開といたします。

休憩中に議会運営委員会の開催をお願いをいたします。

午前11時53分 休憩

午後01時00分 再開

議長(吉田敏男君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

#### 議運結果報告

議長(吉田敏男君) 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 高道洋子君。

議会運営委員会委員長(高道洋子君) ただいま開催されました議会運営委員会の協議の結果を報告します。

これより、本日の日程に追加し、町長より行政報告を受けます。

次に、報告第12号を受けます。

次に、議案第66号と意見書案第3号、意見書案第4号を即決で審議いたします。

次に、議員派遣の件と総務産業常任委員会からの所管事務調査期限の延期について、総務産業常任委員会、文教厚生常任委員会、広

報広聴常任委員会、議会運営委員会からの閉会中継続調査申出書について審議いたします。

以上で、本定例会の審議はすべて終了いたしますので、本日をもって閉会する予定であります。

以上で、報告を終わらせていただきます。

議長(吉田敏男君) これにて、委員長の報告を終わります。

お諮りをいたします。

足寄町議会総合条例第45条の規定により、追加議案を別紙追加議事日程のとおり日程に追加し、審議することにしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり日程に追加し、審議することに決定をいたしました。

#### 行政報告

議長(吉田敏男君) 追加日程第1 行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

町長 安久津勝彦君。

町長(安久津勝彦君) 議長のお許しをいただきましたので、追加の行政報告を申し上げます。

6月8日の集中豪雨による災害状況についてでございます。

6月8日の稲牛地区及び螺湾高台地区の集中豪雨による災害の状況について、御報告をいたします。

8日昼過ぎから、稲牛地区及び螺湾高台地区を中心に、地表で暖められた湿った空気が冷たい空気のある上空に流れ込み、大気の状態が不安定となり積乱雲が発達し、局地的に短時間、非常に激しい雨が降ったため、災害が発生いたしました。

まず、降雨量であります。帯広開発建設



部が設置した稲牛観測所のデータでは、午後1時40分から2時までの20分間の雨量が2ミリ、午後2時20分から2時30分までの10分間の雨量が1ミリ、降り始めからの降雨累計は4ミリとなっており、また、気象庁が設置した上螺湾観測所のアメダスのデータによりますと、午後0時20分から1時10分までの50分間の雨量が4ミリ、午後1時40分から2時50分までの1時間10分間の雨量が4ミリ、降り始めからの降雨累計は9ミリであります。

いずれの観測所とも、被害のあった地域から5キロメートル以上離れており、気象庁の解析雨量に基づく予測値や被災状況、被災地域の方々からお聞きした内容から推測すると、午後1時40分からおよそ1時間、稲牛地区から螺湾高台地区にかけて、数十分間に20ミリ以上、時間雨量に換算すると40ミリ以上の突発的で局地的な豪雨、いわゆるゲリラ豪雨が発生し、地面の浸透能力や排水能力を超える急激な降雨により被災したものと推測しております。

町の対応状況についてであります。8日午後2時30分ごろに稲牛地区の住民から、町道足寄白糠線の稲牛生活改善センターから、およそ1.3キロメートル東の地点で、路面への土砂流入やのり面崩壊が起きているとの連絡があり、建設課職員が現場に急行し、午後3時過ぎから午後5時30分ごろまで、路面に堆積した土砂の撤去と、応急対応として崩壊したのり面のシート保護等を行いました。

また、午後3時ごろに、JAあしよるから畑の冠水や流出の連絡があり、経済課職員が稲牛地区や螺湾高台地区の現場の状況確認しております。

今回の大雨による被害状況ですが、土木被害といたしまして、町道足寄白糠線1路線のおおよそ200メートルの区間で土砂流入が3カ所、のり面崩壊が2カ所ありました。

土砂流入にあつては、町の建設機械により直営で土砂撤去等を行いました。直営での

対応ができないのり面崩壊の被害額をおおよそ113万4,000円と見積もっており、近日中の復旧を予定しております。

次に、農作物の被害であります。稲牛地区及び螺湾高台地区で6戸の畑が冠水や流出の被害を受けられ、作物別では金時などの豆類が約3.7ヘクタールとビートが約3ヘクタール、スイートコーンと芋がそれぞれ約0.1ヘクタールの合計約6.9ヘクタールの被害があり、被害額は、現時点の調査でおおよそ518万円と推定しております。

なお、今回は、農林道や森林の被害はありませんでした。

また、町道が被災した際などに早急な補修工事をするために予算計上している町道応急補修工事の予算残額が、今回の足寄白糠線のり面補修工事等の執行により100万円以下となることから、今後の大雨や台風シーズンを控え、被災時の応急的な補修費用を一定程度確保しておく必要があるため、補正予算を追加で提案させていただきますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

最後になりましたが、被害に遭われた皆様にお心からお見舞いを申し上げ、御報告とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） これで、行政報告を終わります。

#### 報告第12号

議長（吉田敏男君） 追加日程第2 報告第12号株式会社あしよる農産公社の経営状況の報告についての件を議題といたします。

本件について報告を求めます。

経済課長 岩原栄君。

経済課長（岩原 栄君） ただいま議題となりました報告第12号株式会社あしよる農産公社の経営状況の報告について御説明申し上げます。

株式会社あしよる農産公社の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

1ページをごらんいただき、右欄で報告させていただきます。

平成23年度の事業は、ふるさと雇用再生特別対策事業の最終年度として、製造技術者の確保及び製品管理の徹底、販路拡大を目的に2名の雇用を継続し、業務の促進が図られました。

課題でありました製品技術向上の改善としまして、主力製品のゴーダチーズは、従来の真空包装から表面を磨きながら熟成させる方法などにより良質のセミハード系の製造とし、カマンベールチーズにおいては、製法見直しなどの品質向上対策による風味豊かな良質の製品づくりにより、安定した製品ができるようになりました。

平成23年の決算は、外販については、既存先での店頭販売及び各種物産フェア、イベントに積極的に参加してPR等を行うことにより、前年度比124%、344万9,000円の増収となり、直販店、これはハイデと呼びますけれども、チーズ売り上げ前年度比102%、直販店ハイデの売り上げ総額で613万9,000円となりましたが、軽食では前年度比96%、物販は91.6%となり、レジ通過来客数は、前年度より530名減の2万717名でありました。

要因としましては、道路交通状況だけではなく、新製品の開発やPR不足などと認識しているところでありますが、売り上げ実績は、対前年度比103.9%、156万1,000円の増額で、総売り上げ4,117万円となり、ふるさと雇用再生特別対策事業交付金による営業外収入及び経費縮減対策により、当期純利益は60万2,000円と3期連続の黒字決算となりました。

町民の皆様に愛され、また、魅力ある商品開発と安定した製品づくりのために、平成24年度事業については、売り上げ計画総額前年度比124.6%を見込み、販売戦略の積極策として全道的な食クラスターなどを活用するとともに、消費地における立ち売りや店頭販売、取り扱い先の拡大に加えて、十勝ナ

チュラルチーズ協議会を通じて開発した新商品とかちふれっしゅの販売を開始し、さらには、本年度1年間ではありますが、緊急雇用創出推進事業を活用して1名の雇用を図ることで、製造・販売強化に向け業務を推進しております。

本年度の補助金等を活用したこの4年間において、国等から補助金による事業成果は徐々にあらわれておりますが、依然として経営が厳しい状況であり、従業員一同、健全経営化・公社基盤確立に向け邁進するとともに、今年度で一定の成果があらわれない場合につきましては、将来的経営に向け、何らかの方針を打ち出さなければならない状況と考えておりますことから、本年度があしよる農産公社の存続に向けた正念場になる年であることを踏まえて、役員体制を強化するために、取締役員を1名増員することで農産公社機能の充実を図ることとしており、町としても、引き続き、経営改善に向けた支援をまいります。

なお、別紙3ページからは、平成23年度（第20期）決算報告書及びページ7ページからの平成24年度（第21期）事業計画及び経営計画を添付しておりますので、御参照いただきますことを加えまして、この決算につきましては、去る6月8日に開催されました株主総会において議案として提出され承認されているところであります。

以上で、株式会社あしよる農産公社の経営状況に関する報告とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（吉田敏男君） ただいまの報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

9番 井脇昌美君。

9番（井脇昌美君） ただいま経済課長から、3期連続の黒字という、本当に刃渡りみたいな経営をずっとここ何年間かやってきて、毎年毎年、この農産公社のお話がいろいろ議論されてきた経過はあると思うのですけれども、その中で、本年度の24年度の経

営計画の中で、たしか、これは緊急雇用創出推進事業の補助を得ているはずなのですが、営業外収益のちょっと内訳だけ説明いただきたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

経済課長（岩原 栄君） ただいまの緊急雇用創出推進事業ですけれども、平成24年4月から来年25年の3月までの1年間として、製造1名ということで347万5,500円、こちらが営業収益となっております。

その他につきましては、自販機売り上げ等が含まれていると思いますので、合計額でこの金額で計上されているということになります。

以上であります。

議長（吉田敏男君） 9番 井脇昌美君。

9番（井脇昌美君） この今の雇用創出推進事業に対しての、ほとんど新たに雇用創出によって、この金額は新規に1名採用していますから、大事なことですし、あれなのですけれども、この事業のいわば決算だけはよく通るのですけれども、私はよく、この数値だけは赤字だからどうだこうだ、やめてしまえ、つぶれてしまえ、何打てということにならないです。

特に足寄の場合は、従来、今までとってきた放牧酪農との大きな背後に絡みがあるわけですから、その中で、昨年までは700万円、ことしはこうして347万円という補助で、これも単年ですよ。たしか、ことしで切れるということですから。これからの、もう目に見えて、そして、ことしあたりも四十数万円ぐらいの利益、本当に刃渡りで来ているわけですから、何か秘策的なもう目に見えて、そして、いろんな人にお聞きすると、人件費も本当に最小限度に抑えて抑えてきていると、今日まで。

それと、販売に対しても、また製造コストにしても、最大のこうして売り上げも前年度対比103%だったかな、今、報告された中で。いろんな最大限の、これ以上どうしようもないというような努力を重ねてこういう数

字だけに、この補助、また、前年度もそうですけれども、六十数万円の補助金を入れても700万円前後の、入れてもそのような数字しか入れない。

もう本当にじわじわじわじわ、がけに向かって事業を起こしていると同じなものですから、これに対する、なかなか難しいと思いますけれども、秘策というのはなかなか得られないとは思う、それを皆さん協議しているとは思うのですけれども。

このまま、ずるずるずるずる、直面しているのははっきりしているのですけれども、何か、ただ、見えるだけでどうしようもないという状態なのですか、その辺はどうですか。

議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

経済課長（岩原 栄君） ただいまの議員の質問に対してお答えしたいのですが、やはり経営が上向くためには、販売販路を拡大していくというのは、まさにそのとおりでございます。

農産公社としましても、これまで製品管理、その他いろんなものがあつたということも踏まえて、昨年度から順調にそういう管理体制が整ってきたということ、それから、製造技術、そういった製品管理も含めて、若干ではあるのですが、右肩上がりにチーズの販売が伸びてきているということでございます。

なおさらその販売を、とにかくどう拡大していくかと、秘策があるのかということでございますけれども、本年度、とかちふれっしゅということで、これは十勝管内のチーズ工房が10工房集まって、決められた乳酸菌、それから、牛乳生産が工房から5キロメートル圏内の牛乳ということで、それぞれ製造をして、そして一丸となってやっていくという体制づくりが整いまして、この農産公社のほうの工場に勤務されて製造している山岸氏がこの公社の副会長にもなったということもあって、そういった十勝一丸となっている中に、この農産公社のチーズもそれに入って、そして販売販路を拡大していくのだとい

うことが第1点あると思います。

また、販売の促進に向けて、かなり店頭販売、依頼して店頭販売するのではなくて、みずから、やっぱり出向いて売ることによって販路が拡大していくという効果も、徐々ではあるのですけれども、あらわれてきているということを報告も受けていますので、本年度含めてこの1年間、そういった意も含めて販路拡大に向けていきたいというふうに、秘策というふうには当たらないと思いますけれども、一丸となった販売を進めていくという状況であるということであります。

以上であります。

議長（吉田敏男君） よろしいですか、他に質疑ありませんか。

3番 榊原深雪君。

3番（榊原深雪君） 放牧酪農のチーズを生産して、足寄の牛乳の付加価値を宣伝していることに、放牧酪農の推進を宣言している町として、チーズ工場の存在は大きな宣伝効果を発揮していると思っております。

それで、宣伝費をかけていると思えば、多少の赤字はいいのではないかなと私は思っているところです。

それで、チーズ工場の役職員、付加価値のある牛乳を生産している酪農家、扱っている農協、行政指導する役場が知恵を出し合って、前向きに取り組んでいくべきだと思っております。

そして、今回、やはり岩原課長がお話しされましたように、受け身ではなく外へ出向いて販路を広げていくという、そういう意気込みでまだ頑張っておられます。そして、製品自体も上向きによくなっているという、今、状況であります。

そして、このような今の現在の経済状況や交通事情、従来のチーズ製品の品質の安定などを考慮しますと、短期間で結果を出すことは、だれがやっても至難のわざだと私は思っております。

優秀な人材を継続して確保して、時間をかけて欠損期の解消を図っていった方がいいので

はないかと思っております。

それで、職員が安心して意欲を持ってチーズの生産と販売に打ち込めるように、雇用に関する環境整備をしてあげることが、公社の経営の改善につながるのではないかと思っておりますが、そのところ、答弁をお願いします。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） 私も取締役の一員ということもありますから、私のほうからお答えをさせていただきます。

先ほど、井脇議員からの御質問の中にもありましたとおり、本当に綱渡りの経営状況が続いているということでございます。

少し最初に数字的なことをお話しさせていただきますと、本当に、3年前、4年前になりますか、ちょっと大赤字を出しまして、ある意味、無理な部分も議会にもお願いをして経営診断、それから、3年間は国の補助事業、これで何とかお認めいただきたいというようなことで、そういう補助事業が採択されればという前提条件といたしますか、これは株主総会も同じでありましたけれども、そういう形の中で前期で3年間の補助事業が終了という、こういうことになりました。

そこで、ちょっと数字的なことを申し上げますと、昨年、この補助事業は827万円ぐらい営業外収入で収入として受け入れをしているのです。それを含めて、第19期の決算額というのは60万2,000円の黒字でしたということであります。

そこと、今期、20期の経営計画、これは一番後ろに載っていますけれども、税引き前の利益で45万3,000円なのです。ここだけを見ると、お話にならないのではないのというところに行き着くかなというふうに思うのですけれども、ここをもうちょっと掘り下げていただくと、ことし1年限り、先ほど課長が説明いたしました、1年限りの新たな緊急雇用創出推進事業という、これをまたお世話になって導入をします。この金額が347万円なのです。

そうしますと、先ほど言いました前期の826万円と比較しますと、収入と見た場合、480万円減るのです。

ですから、言葉を変えれば、480万円と使用料をおつけしています45万3,000円、これだけ経営は改善するよ、させるよという計画なのですよね。

ですから、先ほど課長も答弁させていただいたとおり、経営としては少しずつですけれども、上向いているというのはこれは事実なのです。しかも、この中心は何かというと外販部門なのです。

ただ、残念なるかな、ちょっと表現が悪いかもしれませんが、外販部門が伸びてはいるのですけれども、収益幅、もうけ幅というのは、実は外販の場合は卸値価格で出すわけです。ですから、同じ個数があそこのハイデ、直売店で売れるのと、外販部門で売れるのといきますと、もっともって伸びていかないと、もうけ幅が少ないですから、一気に経営は改善をしないという、そういうことです。

それと、もう一つ、やっぱりつらい状況というのは、御案内のとおり、燃油、燃料価格がどんどん上がっています。あわせて、原料乳についても値上がりしているのです。

ですから、製造原価にかかわる分についても値上がりしてきているということもあって、こういうつらい状況もあるという中で、何とか、仲野社長を先頭に頑張っているという状況でございます。

そこで、これから先のことでありますけれども、先ほどから申し上げているとおり、今回の緊急雇用創出推進事業というのは1年限りです。

ですから、来年からは営業外収入というのは見込めないわけですから、まさしく、この三百約50万円弱、このお金が入ってこなくなったときにはどうなのという、仮に今の状況、もっといえば、今年度の計画どおりでいきますと、もう赤字ということになるのですよ。さらに20期の計画よりも、さらに実

績を積み重ねて、さらに上に行かないとならまいということです。

そこで、私どもも非常に頭を悩ませているというか、どうしたらいいのかという部分でありますけれども、今の榊原議員からは、やっぱりこれは単なるチーズの販売だけじゃないと、足寄町が取り組んでいる放牧酪農、これはいろんな意味、多方面にわたって宣伝効果等々含めて、あるいは町の特産品の一つとしてという、こういうことで多少の赤字はという、そういう寛容な御意見もいただきましたけれども。

しかし、そうはいっても、やっぱり町民の血税2,000万円という出資をしているわけありますから。今現在、出資金に、約630万円ぐらい出資金に食い込んでいるということありますから。総体の出資金というのは3,000万円の会社でありますけれども、既に繰り越し損失を出していますから。これも、いっときピーク時は1,000万円を超えることで大変だということだったので、今現在は630万円ぐらいまで圧縮はしてきているのですけれども、しかし、630万円が食い込んでいるということありますから、ですから、まさに株主総会でも申し上げたのですけれども、今年度がまさしく本当に、正真正銘といいますか、正念場だというふうに思っています。

ただ、そのことも、では、第20期の決算が終わってからさてどうするかということでは、これはちょっと遅きに失するということもありますから、これは、私の今の頭の中では、第2四半期ぐらいの経過を見た中で、どうするのだということの方向づけをある程度していかないと、これは大変なことになってしまうなど。それこそ、最悪のことを考えてしまうと、出資金がなくなってしまうということも考えられるということもありますから。

ですから、ここに書いてあるとおり、まさしく存廃もかかった当然、今期の営業活動もしなくてははいけませんし、もっといえば、そ

のことも町としても、私どもとしても、念頭に置きながら、将来のことも探らざるを得ないのかなと、このような思いもしています。

ついては、一応、株式会社という形態をとっていますから、その中で町の立場というのは大株主、株主の一角を占めているということでもありますから、大株主として意見も言っていかななくてははいけない。これは単に執行者の私どもの意見だけを言えばいいかというと、そうでないというふうに思っていますから。

これは、今、私は第2四半期というようなことも申し上げましたけれども、この状況によっては、やっぱり議会にも相談をさせていただいて、議会の御意見も踏まえながら、町としての大株主としての意見を会社のほうにも申し上げていかななくてははいけないのかなと、そういう状況だというふうに私は認識をしているところでございます。

本当に単純な引き算からいけば、もうからないならやめてしまおうというのが一番簡単なんでしょうけれども、しかし、榊原議員が言われたようなことも反面あるわけありますから、そのことも含めてどうしていくのかということは、ぜひ、この機会に議員各位の皆様方からもお知恵を、あるいは御意見もちょうだいしたいということを申し上げて、私からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 3番 榊原深雪君。

3番（榊原深雪君） やはり、道の駅としての役割としても果たすことが多々あると思います。そして、道内でも珍しく道の駅が二つあるということです。そう簡単に道の駅をなくすというお話は余り聞いたことがありませんし、それで、いかに道の駅としての機能を果たすかということが1点と、あと、今の、商品が結局いいのがあっても、利用しているお客様に本当に喜んでもらえるような施設になっているかと思えますと、高齢者が来たときに、バスで下のほうにおりて上がっていくと、そして、施設に入るとまた階段を上

がっていかななくてはならないという状況なのです。

そういうところで、果たしてお客様が、私はそこを上がれないから下で待っているわというようなことを、行ったときに私は聞いたことがあるのです。

だから、施設の改善の必要性というところも、やはりまた検討していただくとか、いろいろ検討していく課題はたくさんあるかと思えます。

それで、役員の方の報酬のほうも前年度と今年度を比べましても減っております。やはり、それは、私、反面から見ると意気込みだと思っております。もっとこのチーズ工場をよくしていきたいという私は意気込みだと思っております。

その中で、この施設の改善の余地はあるのか。そういうところで、かなり売り上げが私は変わってくるかもしれないと思っております。そのところのお考えはあるのかどうかということです。

そして、2階へやっこさ上がったら、下にはトイレがあるのですけれども、そのままざーっと上がって行って、2階のおトイレに行くと和式だったと。お年寄りの場合は、全然、足が悪いのにこんな和式トイレは大変だということもあります。

そういったところで、下でトイレを使っているのかとか、そういうような看板を出しているのかとか、そういった、やっぱりサービスの向上も努めていかなければならないのではないかと、大事なチーズ工場であれば。

そういうところも必要ではないかと思っているのですが、どうお考えでしょうか。

議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

経済課長（岩原 栄君） ただいまの道の駅の機能ということでありますけれども、議員がおっしゃるとおり、当初からの道の駅としてつくられた施設ではないということでもあります。

足寄町が最初の道の駅に認定を受けた四つのうちの一つということですが、施設

ができ上がってから道の駅に指定されたと。そうはいつでも、今は道の駅に指定されているわけです。

その後、駐車場等につきましては、たしか、チーズ工場の正面玄関の前に拡大をしてつくられたと。大型バスについては上のほうということで、下側の駐車場も使えますが、上まで来られるようになったということが一つあると思います。

建物自体も、物販等をやるにしても、まず懸念になっているのはやはり階段でございます。階段のほうについてもかなり急階段だということは、お年寄り等も含めて安全に通過できないということはあると思います。

そういった改修、トイレの話もありましたが、改修については、ちょっと今のところ私も経済課としては、改修するものは特に案は持っていませんが、この施設というか道の駅の活性化につなげる一つの方法としては、ただいま、今、十勝山麓シーニックバイウェイといいます、十勝山麓ルートで鹿追からずっと来るライン、ルートとして、この位置が位置づけされておりますので、そのシーニックバイウェイ協議会の中で、いろんな意味でこの道の駅のPRをさせていただきながら、顧客集客に向けた活動がとれるのではないかととらえているところであります。

以上であります。

議長（吉田敏男君） 3番 榊原深雪君。

3番（榊原深雪君） 大体わかりましたけれども、帳面のことちょっとお聞きしたいのですけれども。

販売費及び一般管理費の中で、5ページなのですが、雑費の45万5,639円というのがありますが、総会で承認されたということですがけれども、この雑費の内訳というのわかりますでしょうか。

それと、数字のことです、もう1点です。もう1点、損益計算書の雑収入という項目で、1,125万6,835円、これの内訳がわかりましたら教えていただきたいと思えます。

議長（吉田敏男君） ここで、暫時休憩をいたします。

午後 1時35分 休憩

午後 1時37分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

経済課長、答弁。

経済課長（岩原 栄君） 雑費については、詳細なことが今不明ということでございます。大変申しわけありません。

それから、もう一つの損益のほうの1,125万1,315円、雑収入の内訳でございますが、これは、ふるさと再生雇用特別対策推進事業の826万9,800円と、それから、畜産物処理加工施設の維持管理業務、この170万円となっております。そちらの合計金額となっております。

それと、雇用促進奨励金が30万円でお二人分が60万円と、自動販売機その他で68万1,515円が、その合計額が1,125万1,315円となっております。

議長（吉田敏男君） 3番 榊原深雪君。

3番（榊原深雪君） ありがとうございます。

24年度の売り上げ目標が150%ということですね、153%ですよ。

そして、この金額を見たときに、チーズを販売するという難しさというか、大変なことだと思うのです、この数を売るということは。

それで、今回、新しくお勤めになった方が外販のほうで力を入れていくとすごく意気込みを持ってやっています。

それで、その中で、やはり冒頭に報告にありましたように、一定の成果があらわれない場合は、将来的経営に向け何らかの方針ということであっていらっしやいます。

そして、この153%売るぞという気構え、この気構えと、ここの最初の報告だったら、やっぱり働く人の意欲が損なわれると。もちろん、先ほど町長がお話になったように、投資している額が大きいですからわかり

ますけれども、町でいえば2,000万円相当の金額を個人の方ももちろん出して、今はもう4万円ぐらいしか値はないと。

でも、それが返ってくる、その5万円が、出資した額が戻ってくるなんて余り考えていないのですよね、小口投資家は。だから、本当にチーズ工場で頑張ってもらいたいという気持ちでいっぱいなのですね、株主のほうは。

だから、そういうところで精いっぱい、もう1年様子を見るということではございますけれども、もちろんのことですけれども、農協さん、そして先ほど言いましたように、役場とみんなで連携をとって、本当に後押しして応援してあげていただきたいなとは思っていますので、よろしく願いいたします。

そののところ、答弁をお願いいたします。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） 私のほうから、お答えをいたします。

先ほどの周辺の整備、あるいは、改修のことも含めてでありますけれども、実は、私が畜産を担当していた職員時代から、さらに、あのころはまだよかったのです、多額の寄附もいただいたりして、そのときにも、例えば、先ほど議員がおっしゃってましたチーズ工場のトイレは、2階だと、しかも、エレベーターもないと。階段、しかも、洋式でないということも含めて、そういった改修ができないかとか、エレベーターの設置ができないか、あるいは、地下が結構広いものですから、地下に移せないかとか、いろんなことも検討をいたしましたし、そして、現在、仲野社長の意向も、できれば下で売れないかなと、要するに、トイレのそばですね、下の。そういう御提案もいただいているのですけれども、はっきり言えることは、体力がございませんから会社ではできないということです。これは明々白々です。仮に、そのことができるのであれば町がやらなくてはいけないということだというふうに思っています。

そうすると、やっぱり今の状況の中で、じゃあ、町としてあそこに町費を投入するこ

とがいいのかどうなのかということになります。

ですから、社長からもそういう御提案もいただいているのですけれども、これは、よしわかった、任せておけるとは、私の立場ではちょっと現在の段階で言い切れないという、正直言って悩ましいところだということでございます。

それから、職員の士気のことでも言われておりました。少し触れさせていただきますと、現在の仲野社長も、正直言って社長に就任していただいたときに、経営状況もひどい状況に入っていましたから、申しわけないけれども、社長ということだけでも月10万円、120万円をお願いをしたいと。

しかも、社長は御案内のとおり、大誉地のずっと遠いところからです。社長は常勤ではありません。しかし、まじめな方ですから、用事のないときは、ほぼ毎日出勤をいただいている。平たく言えば、ガソリン代で消えてなくなっちゃうのかなという、そのような状況で奮闘していただいています。

それから、職員についても、やはり、ある意味、社長も厳しい社長ですから、やっぱり、もうからない以上は給料も出せないよと言ってもらって、申しわけないけれども、従業員の方、これはパートの人も含めて、いつときよりも相当、給与も絞り込んでいるというような状況で今日を迎えているというような状況であります。

役員報酬は130万円ぐらいになっていましてけれども、この役員報酬は、その他の取締役も報酬などという部類ではなくて、取締役会があるときにガソリン代といいますが、日当程度を支払いをしていると。それが経理上、役員報酬に入っているということなので、総額130万円ちょっとということになっているというようなことでございます。

今回、議員からいろんな前向きなお話もいただきました。先ほど申し上げた、この1年、もっといえば第2四半期ぐらいを見通した中で、私としてはやっぱり議会にも相談を



したいというふうに思っていますので、そのときに町としてどうするのかと。それこそ町民の御理解もいただいて、さらに町としてあそこにお金を投入していくのか、あるいは、もうそろそろということになるのか、そこら辺はもう本当に腹を割った相談をさせていただいた中で、町としての方向づけをしていきたいなというふうに考えていますので、そういうことで何とぞ御理解をいただきたいなと、このように思うところでございます。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 3番 榊原深雪君。

3番（榊原深雪君） 今の町長の答弁の中で、以前から下のほうにもお店ができないかということで話があったということで、もし可能であれば2階の、そうしたら、下でも売店ができるのであれば、そんな立派な建物は要らないわけですけども、トイレを改修しなくてもいいですよ、下のが使えるわけですから。そういうところでもまた変わってきますし。

私は、細かいことを言うつもりは、もちろん、ありませんけれども、そういった発想がもしおありであれば、あるコンビニなんかでもそうなのでですけども、店の中で売っていたソフトクリームが隣の建物にテント、パラソルでソフトクリームを売っただけで、もう何倍もの売り上げがあったという話も聞いています。

素材のいいものを、すごくソフトクリームなんかもおいしいものを売っていらっしゃいますので、そういったところを生かして、そんな立派なお店は、冬はそんなに売れるものではありませんので、やはり、夏は夏のような、そちらのほうで販売できるのであれば、可能であれば、そういうことを行動を起こしていただいて、取り組んでいただけるようなお話し合いを進めていただきたいなと思っております。

以上です。終わります。

議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

9番 井脇昌美君。

9番（井脇昌美君） 一連のやりとりのお話を今聞かせていただいている中で、寛容だとか前向きという中で、理事者のほうも、これは一つの出資者を募って、公社ですからあれなのですけれども、町長のスタンスも非常に難しいところがあると思うのです。

私も冒頭に言ったように、このあり方というのは、もう背後には放牧酪農という非常に重い連携が図られていると、これを我々もやっぱり理解しなくてはいけないのです。

ただ、発言の中で、赤字でも構わないだとか、これは町の血税がこれだけ多額なものが投資されている中で赤字でも構わないだとか、それとか、どこでどういう意図でそういうような発言をされたのか、出資金の4万円、5万円は要らないのだと、要らない、寄贈しているような発言は、私はちょっとこれは問題があると思います、出資者に対して。

このことは、どういう意図で、どのような調査の中で、出資金はもうすべてそれをおおうと思っていないからと言ったものなのか、そのことが真実であればです。

この公の場でお話をするというのは、私は非常に意見としては重たいと思います。その辺は後からきちっと精査していただきたいと思えますよ、出資者に募って。本当に要らないと言っているのか。

そして、事業というのは本当に難しいのです。けれども、私は冒頭で言ったはずで、赤字でも構わない人は、私は言いませんけれども、これには非常に、この数値だけでは得られない、我々も理解しなくてはならないところがあるのですよと。

それは何かといたら、放牧酪農という思い思い足寄で、いろんな中でキャッチフレーズとしてこれを外にPRして、非常にそのことが根づいてやや来ているわけですから、そのことも私は理解しているつもりです。

その中で、冒頭から赤字にしても構わないという意見は私はいかがなものかと思うし、

最後には出資金に触れていましたね。出資金のあれはだれも戻ると思っていますよと。私は、それはちょっと同じあれでも場として、町長は寛容だとか前向きな意見というふうにとらえられたかもしれません。それは行った来たの話で構わないことなのですから、私は、そこまであれするのではなくて、やはりしっかりと、この経営だけはやっぱり厳しく、毎年毎年、町長も苦しんできただろう、議論、私は、昨年も一昨年も私は議論したのですけれども、わかっているのです。

その辺も踏まえて、町民の血税を当たった株主としての意識を何とかあれしていただきたいということです。

議長（吉田敏男君） 今のは、意見でよろしいですね。

9番（井脇昌美君） はい。

議長（吉田敏男君） 他にございますか。

4番 木村明雄君。

4番（木村明雄君） 足寄の農産公社、チーズ工場は、今から20年前、これは20年、20回の総会が終わったということですから、20年たったということになるかと思えます。

そこで、これだけの20年というのは、口では簡単に言うわけなのだけれども、これはやはり歴史があるチーズ工場だと。そこには、やはり放牧酪農、そして、道の駅、それから雇用問題という形の中で、これは進んできた。

そして、今、20年たって、現在630万円の赤字が出てしまったということであるわけなのだけれども、先ほど榊原議員が、今は年をとった人が皆さんそれぞれに足寄に来るというようなことで、2階の物販、それから、ミニレストラン、この部分、それから、これから先に向けてのトイレ、それだとか、そういうことも、やはり、これから先に向けて、もし、この20年たったチーズ工場を先まで延ばしていくということになれば、これも考えていかななくてはならないのではないかと

というふうに考えるわけでございます。

これは、やめるのは簡単なのですよね。しかしながら、これから先にこれを計画をしていくということのほうが相当に難しいと。

ここで、しかしながら、これから将来未来に向けて、今630万円なのだけれども、これがどのくらいの赤字になったときに見切りをつけるのかというボーダーラインというか、これらをやはり考えておく必要もあるのではないかというような気もするわけなのだけれども、その辺について、もしお考えがあればお聞きをしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

将来に向けて、ボーダーラインといいますか、そういう検討といいますか、そういうことは持ち合わせておりません。

ただ、現実問題としては、もう既に出資金に手がついているわけでありますから、これは、会社としては決していい状況ではありませんので。

ですから、先ほど冒頭にも申し上げたとおり、もう既に繰り越し損失を出しているということですから、単純な引き算でいったら、もう早いうちにやめたほうがいいというのが単純な結論なのかなと、そのように思っています。

ただ、そこでもう悩んで苦しんでというか、何か新策がないかということで模索をして、国からのそういった使えるお金なんかも支援をいただきながら、何とかそういった中で活路を見出せないかということで、これまた平たい言い方でありますけれども、もがき苦しみながらやっています。

これは、いろんな要因がありまして、この間の説明しているとおり、売る物がなかった時期もあります。これは雑菌が入ってしまって売る物ができなかったということもありますから。それが、今現在、やっと前期で平常時に戻ったと、いいものもできてきたと。

ですから、この間において、やっぱり従来

いたお客様を失っちゃっているのですよね。要するに、出すものがなかったわけですから。そのお客さんが再開するまで待っていてくれるかという、そんなことにはなりませんから。やっぱり、チーズもいろんなところがありますから。

ですから、まさしく、また新規開拓も含めて、あるいは信頼回復も含めて、本当に社長以下、大変な努力の中でここまで来たというのは、これまた事実であります。

ただ、本当は、3年間ということで議会でも私も報告しましたし、さらには株主総会でもそういう前提で御理解もいただいて、3年間は存続をさせてきたということになる。

一番だったのは、その3年間の中で本当に、いや、もうなくても来期からは黒字でいきますということ言えば、もうずっと存続していきますよということ胸を張って言えるのですけれども、しかし、やはりこれはある面、町が進めている放牧酪農等々いろんな、あるいは道の駅ということも背中にしょっているわけでありまして、しかし、やはり株式会社という会社組織ですから、そのことを考えたときには、やはり先が見えなければどこかで判断せざるを得ないなというふうに、これは思っています。正直言って、これは苦しいですけれども。

そういう中であって、本当に光が見えてくるということであれば、そういう助成がなくてもやっていけるよというような見通しが立つのだとすれば、そこで初めて施設の改修だとかというところにもなってくるのかなと。底が見えない中で、またそこに税金を投入するということがいいのかどうなのかというのは、正直言って私はまだ結論を出せない。

社長からも具体的に、先ほども言いましたけれども、そういう提案もいただいているのです。できれば、これでやってくれないか、社長、ちょっと待ってくれというお話をしているというのが現状だということですので、御理解という言葉がいいのかわかりませんが、現状、そのようなことで思

い悩んでいるという心情を申し上げて、答弁とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） よろしいですか。他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これをもって、報告を終わります。

#### 議案第66号

議長（吉田敏男君） 追加日程第3 議案第66号平成24年度足寄町一般会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 安久津勝彦君。

町長（安久津勝彦君） ただいま議題となりました議案第66号平成24年度足寄町一般会計補正予算（第4号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ493万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ85億1,232万3,000円とするものでございます。

歳出について申し上げます。

6ページをお願いいたします。

6ページ、第8款土木費、第2項道路橋梁費、第2目道路管理費、第15節工事請負費におきまして、先ほど行政報告で申し上げましたとおり、町道応急補修工事といたしまして493万5,000円を計上いたしました。

次に、歳入について申し上げます。

第10款地方交付税におきまして、普通地方交付税といたしまして493万5,000円を計上いたしました。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、議案第66号平成24年度足寄町一般会計補正予算(第4号)の件の質疑を行います。

6ページをお開きください。

歳入歳出一括で行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 総括、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) これから、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第66号平成24年度足寄町一般会計補正予算(第4号)の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第66号平成24年度足寄町一般会計補正予算(第4号)の件は、原案のとおり可決されました。

#### 意見書案第3号

議長(吉田敏男君) 追加日程第4 意見書案第3号2013年度予算編成における義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率2分の1復元など教育予算の確保・充実を求める意見書の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

(「議長、説明省略」と発言する者あり)

議長(吉田敏男君) ただいま、説明省略の声がございました。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) この件については、もう既に皆さん方もわかりかと思いますけ

れども、総合条例第65条第3項、ここに、議員が提案をする議案等のうち、意見書案及び決議案で内容の明確なものについては趣旨説明を省略することができると、こういう規定になっております。それに準じますので、省略をさせていただきます。

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、意見書案第3号2013年度予算編成における義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率2分の1復元など教育予算の確保・充実を求める意見書の件を採決をいたします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、意見書案第3号2013年度予算編成における義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率2分の1復元など教育予算の確保・充実を求める意見書の件は、原案のとおり可決されました。

#### 意見書案第4号

議長(吉田敏男君) 追加日程第5 意見書案第4号地方財政の充実・強化を求める意見書の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

(「説明省略」と発言する者あり)

議長（吉田敏男君） 説明省略ということ  
でございます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 説明を省略いたしま  
す。

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はござい  
ませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めま  
す。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はござい  
ませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めま  
す。

これで、討論を終わります。

これから、意見書案第4号地方財政の充  
実・強化を求める意見書の件を採決をしま  
す。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成  
の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、意見書案第4号地方財政の充  
実・強化を求める意見書の件は、原案のと  
おり可決されました。

#### 追加日程第6

議長（吉田敏男君） 追加日程第6 議員  
派遣の件を議題といたします。

本件について、お手元に配付のとおり議員  
を派遣したいと思いますが、これに御異議ご  
ざいませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議ないものと認め  
ます。

したがって、議員派遣の件は、原案のと  
おり決定をいたしました。

#### 追加日程第7

議長（吉田敏男君） 追加日程第7 所管  
事務調査期限の延期についての件を議題と  
いたします。

総務産業常任委員会に付託中の所管事務調  
査については、調査が終わらないので、同委  
員会から次期定例会まで期限を延期されたい  
との要求がありました。

お諮りをいたします。

委員会の要求のとおり期限を延期するこ  
とに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めま  
す。

したがって、総務産業常任委員会に付託中  
の所管事務調査について、調査の期限を委員  
会の要求のとおり次期定例会まで延期するこ  
とに決定をいたしました。

#### 追加日程第8

議長（吉田敏男君） 追加日程第8 閉会  
中の継続調査申出書の件を議題といたしま  
す。

総務産業常任委員会、文教厚生常任委員  
会、広報広聴常任委員会及び議会運営委員  
会の委員長から、条例第136条の規定によ  
って、お手元に配付をいたしましたとおり閉  
会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調  
査にすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めま  
す。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉  
会中の継続調査とすることに決定をいたしま  
した。

お諮りをいたします。

本定例会の会議に付された事件は、すべて  
終了をいたしました。

したがって、総合条例第28条の規定に  
よって、本日で閉会をしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定をいたしました。

#### 閉会宣告

議長(吉田敏男君) これで、本日の会議を閉じます。

平成24年第2回足寄町議会定例会を閉会いたします。

午後 2時05分